

保険金のお支払いができないケース

診断名やご加入状況などによっては、お支払いの対象とならない場合や支払金額が制限される場合があります。審査の結果、お支払いの対象とならなかった場合でも診断書料はお客様のご負担となりますので、診断書をご取得の前に下記の事項についてご確認をお願いいたします。なお、下記は主な場合ですので詳しくは約款や当法人ホームページをご覧ください。保険金支払サービス部までお問合せください。

- 腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。
ギックリ腰・腰部捻挫・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因に関わらずお支払いの対象となりません。
- 繰り返しの動作や使いすぎによる炎症、年齢とともに変形したことにより発症するものは、ケガに該当しないため、お支払いの対象となりません。
例えば、関節症(膝関節症・肩関節症など)・腱鞘炎・肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)・頸肩腕症候群・上顎炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)は、お支払いの対象となりません。
- 病気などの影響により、ケガの治療期間が長くなったときは、全期間のお支払いはできない場合があります。
- 病気(脳疾患・心疾患・熱中症など)が原因で発生したケガは、お支払いの対象となりません。
- 原因不明の痛みや症状は、ケガに該当しないため、お支払いの対象となりません。
- 骨粗鬆症が原因で骨折した場合はお支払いの対象となりません。
- 対象医療機関は、病院もしくは診療所(通院の場合は整骨院・接骨院含む)です。対象となる治療は、医師による治療と柔道整復師による施術に限ります。
あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう、整体、カイロプラクティックなどの医業類似行為はお支払いの対象となりません。
- 加入資格を喪失されている場合はお支払いの対象となりません。
詳しくは『入院・通院・往診保険金請求のご案内』4ページをご覧ください。